

令和2年度乳幼児特別健診及び講演会等に対する助成要綱

岡山県小児保健協会

1. 目的

岡山県民に対して乳幼児特別健康診査や小児及び母子保健に関する各種講座等を行うことで、小児福祉の向上を図る。

2. 対象

(1) 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)に開催するもの。

(2) 岡山県内で開催する営利を目的としない次の公益的事業

① 乳幼児特別健康診査

健診機会に恵まれない地域での健診、各種健診の事後指導等

② 小児及び母子保健に関する各種講座、教室及び講演会等

3. 対象とするもの

次のいずれかに該当するもの

(1) 行政機関、公益法人その他これに準ずるもの

(原則として政治団体、宗教団体は除く。)

(2) 営利法人又は営利を目的とした団体の場合は、事業の目的及び規模等を踏まえ、総合的に判断した結果、問題がないと認められるもの

4. 助成金

1件あたり1万円、10件以内とする。

原則、開催場所を管轄する保健所・支所につき1件とする。ただし、申請件数が助成枠に満たない場合はこの限りではない。

5. 応募方法

申請団体は、岡山県小児保健協会事務局へ次の書類を提出する。

① 申請書(別紙1)

② パンフレットなど参考となる書類

③ 団体の概要が分かる書類及び団体の役員又は所属している者の名簿

(申請者が行政機関である場合は不要)

【提出先】

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県保健福祉部健康推進課内

岡山県小児保健協会事務局 あて

6. 募集期間

令和2年7月27日(月)～令和2年8月28日(金)【必着】

7. 通知・発表

決定後、申請団体に書面をもって通知する。

8. その他注意事項

(1) 助成を受けた団体は可能な範囲内で、パンフレット等に当助成を受けていること(共催など)を掲載するよう努めること。

(2) 事業終了後は、速やかに助成事業実施状況報告書(別紙2)を事務局へ提出すること。

(3) 精算した後、事業に要した費用が助成した金額を下回る場合は、発生した残余金を当協会へ返還すること。(事業中止の場合も含む。)